



山形県公報

令和4年4月22日(金)
第299号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 包括外部監査契約の締結……………(働き方改革実現課) ……403
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・所得向上推進課) ……404
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 種畜証明書の交付……………(畜産振興課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……405
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……406
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の実施の変更の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 参議院山形県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数……………407

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業振興・経営支援課) ……同
- 同……………(同) ……408
- 同……………(同) ……409
- 同……………(同) ……410
- 同……………(同) ……411
- 同……………(同) ……413
- 同……………(同) ……414
- 同……………(同) ……415
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(山形警察署) ……416

## 告 示

### 山形県告示第355号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。  
なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の49の25第2項に規定する書面の写しは、令和5年3月31日まで総務部働き方改革実現課において一般の閲覧に供する。

令和4年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 契約の期間の始期 令和4年4月1日
- 2 費用の額の算定方法 基本費用並びに執務費用及び実費の額を合算した金額

- 3 契約を締結した者の氏名及び住所 氏名 大 嶋 雄 生  
住所 西置賜郡小国町大字河原角162番地1
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは概算払をするものとし、監査費用の額の確定後に精算する。

**山形県告示第356号**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年1.30%」を「年1.25%」に、「年0.80%」を「年0.60%」に改める。

**附 則**

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年3月18日から適用する。
- 令和4年3月18日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第357号**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年1.30パーセント」を「年1.25パーセント」に、「年1.10パーセント」を「年1.05パーセント」に、「年0.80パーセント」を「年0.60パーセント」に改める。

**附 則**

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年3月18日から適用する。
- 令和4年3月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第358号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

令和4年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 証明書番号       | 家畜の種類 | 品 種  | 名 前                                | 飼 養 者               |                        |
|-------------|-------|------|------------------------------------|---------------------|------------------------|
|             |       |      |                                    | 住 所                 | 名 称                    |
| 11600711068 | 牛     | 黒毛和種 | 福 福 桜<br>(2020 子山形黒<br>1600711068) | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産研究所 |

**山形県告示第359号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、寒河江川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名         | 住 所               |
|----------|-------------|-------------------|
| 理 事      | 奥 山 喜 男     | 西村山郡河北町字畑中149番地の1 |
| 同        | 芳 賀 博       | 寒河江市大字西根2067番地    |
| 同        | 吉 田 正 幸     | 西村山郡河北町谷地甲250番地   |
| 同        | 松 田 広 己     | 同 大字岩木262番地       |
| 同        | 土 田 好 悦     | 寒河江市字道生173番地      |
| 同        | 武 田 昌 彦     | 同 大字高屋143番地       |
| 同        | 大 泉 邦 彦     | 同 松川123番地         |
| 監 事      | 長 岡 正 一     | 山形市五十鈴一丁目4番地の47号  |
| 同        | 東 海 林 富 美 男 | 寒河江市大字白岩217番地     |
| 同        | 三 瓶 昭 弘     | 同 箕輪263番地         |

山形県告示第360号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、寒河江川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和4年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名         | 住 所             |
|----------|-------------|-----------------|
| 理 事      | 岡 崎 嘉 夫     | 西村山郡河北町谷地庚983番地 |
| 同        | 奥 山 喜 男     | 同 字畑中149番地の1    |
| 同        | 東 海 林 伸 太 郎 | 同 溝延西浦188番地の3   |
| 同        | 松 田 広 己     | 同 大字岩木262番地     |
| 同        | 菊 地 清 吉     | 寒河江市字タカへ138番地   |
| 同        | 武 田 昌 彦     | 同 大字高屋143番地     |
| 同        | 芳 賀 浩 幸     | 同 西根2058番地の5    |
| 同        | 安 孫 子 良 一   | 同 谷沢187番地       |
| 同        | 大 泉 邦 彦     | 同 松川123番地       |

|    |        |                  |
|----|--------|------------------|
| 監事 | 長岡正一   | 山形市五十鈴一丁目4番地の47号 |
| 同  | 東海林富美男 | 寒河江市大字白岩217番地    |
| 同  | 三瓶昭弘   | 同 箕輪263番地        |

**山形県告示第361号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年4月22日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称  
大江町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西村山郡大江町大字本郷戊276番地の13
- 3 認可年月日  
令和4年4月14日

**山形県告示第362号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年4月22日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称  
鶴子六沢土地改良区
- 2 事務所の所在地  
尾花沢市大字六沢285番地
- 3 認可年月日  
令和4年4月14日

**山形県告示第363号**

令和3年9月県告示第745号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和4年4月22日

山形県知事 吉村美栄子

公共測量を実施する期間

（変更前）令和3年9月20日から令和4年2月28日まで

（変更後）令和3年9月20日から令和4年3月23日まで

**山形県告示第364号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月22日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施した地域  
西置賜郡小国町の一部（横川ダム）
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年9月20日から令和4年3月23日まで

- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第20号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により近く執行予定の参議院山形県選出議員選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

令和4年4月22日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

| テレビジョン放送        |    | ラジオ放送    |    |
|-----------------|----|----------|----|
| 株式会社さくらんぼテレビジョン | 1回 | 山形放送株式会社 | 1回 |
| 山形放送株式会社        | 1回 |          |    |
| 株式会社テレビユー山形     | 1回 |          |    |

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和4年8月22日まで縦覧に供する。

令和4年4月22日

山形県知事 吉村美栄子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
くらしのセンターコープしろにし  
山形市城西町五丁目26番28号
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号  
代表理事 理事長 安達 忠士
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称       | 住 所           | 代表者の氏名 |
|-----------|---------------|--------|
| 生活協同組合共立社 | 鶴岡市宝田一丁目3番23号 | 安達 忠士  |
| 株式会社花泉    | 寒河江市高田三丁目188  | 大泉 拓也  |
| 合資会社萬屋薬局  | 山形市六日町2番3号    | 中村 妙子  |

|           |                 |      |
|-----------|-----------------|------|
| 株式会社峰月堂   | 山形市小白川町三丁目7番39号 | 鈴木昇  |
| 安達正次      | 山形市松見町13番2号     |      |
| 山形県漁業協同組合 | 酒田市船場町二丁目2番1号   | 本間昭志 |

(変更後)

| 名称        | 住所            | 代表者の氏名 |
|-----------|---------------|--------|
| 生活協同組合共立社 | 鶴岡市宝田一丁目3番23号 | 安達忠士   |
| 株式会社花泉    | 寒河江市高田三丁目188  | 大泉拓也   |
| 合資会社萬屋薬局  | 山形市六日町2番3号    | 中村妙子   |
| 山形県漁業協同組合 | 酒田市船場町二丁目2番1号 | 本間昭志   |

4 変更年月日

- (1) 株式会社峰月堂に係るもの 平成31年1月14日
- (2) 安達正次に係るもの 令和2年3月20日

5 届出年月日

令和4年3月22日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年8月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに酒田市役所において令和4年8月22日まで縦覧に供する。

令和4年4月22日

山形県知事 吉村美栄子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

こびあコープ酒田  
酒田市泉町1番15号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号  
代表理事 理事長 安達 忠士

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称        | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|------------|---------------------|---------|
| 生活協同組合共立社  | 鶴岡市宝田一丁目3番23号       | 安 達 忠 士 |
| 有限会社カフェフード | 酒田市下安町10番地5         | 本 間 昇 介 |
| 株式会社平田牧場   | 酒田市みずほ二丁目17番地の8     | 新 田 嘉 七 |
| 有限会社木村屋    | 鶴岡市山王町9番25号         | 吉 野 隆 一 |
| 藤久株式会社     | 愛知県名古屋市長区高社一丁目210番地 | 後 藤 薫 徳 |

(変更後)

| 名 称        | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|------------|---------------------|---------|
| 生活協同組合共立社  | 鶴岡市宝田一丁目3番23号       | 安 達 忠 士 |
| 有限会社カフェフード | 酒田市下安町10番地5         | 本 間 昇 介 |
| 有限会社木村屋    | 鶴岡市山王町9番25号         | 吉 野 隆 一 |
| 藤久株式会社     | 愛知県名古屋市長区高社一丁目210番地 | 中 松 健 一 |

## 4 変更年月日

- (1) 株式会社平田牧場に係るもの 令和2年10月20日
- (2) 藤久株式会社に係るもの 令和3年7月2日

## 5 届出年月日

令和4年3月22日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年8月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和4年8月22日まで縦覧に供する。

令和4年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オリックス貸店舗  
山形市南三番町6番5

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

オリックス株式会社 東京都港区浜松町二丁目4番1号

代表執行役 井上 亮

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

| 名 称           | 所 在 地      |
|---------------|------------|
| (仮称) オリックス貸店舗 | 山形市南三番町6番5 |

(変更後)

| 名 称      | 所 在 地      |
|----------|------------|
| オリックス貸店舗 | 山形市南三番町6番5 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称              | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|------------------|---------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社    | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  | 佐々木 智佳子 |
| 株式会社 I C - N E T | 東京都千代田区外神田三丁目16番13号 | 最 上 修   |

(変更後)

| 名 称              | 住 所                 | 代表者の氏名 |
|------------------|---------------------|--------|
| イオン東北株式会社        | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  | 辻 雅 信  |
| 株式会社 I C - N E T | 東京都千代田区外神田三丁目16番13号 | 最 上 修  |

4 変更年月日

(1) 3の(1)に掲げる事項 平成28年12月8日

(2) 3の(2)に掲げる事項 令和2年3月1日

5 届出年月日

令和4年3月24日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年8月22日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和4年8月22日まで縦覧に供する。



令和4年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル山形下条町店  
山形市下条町二丁目4番3外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
オリックス株式会社 東京都港区浜松町二丁目4番1号  
代表執行役 井上 亮

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称                | 所 在 地         |
|--------------------|---------------|
| (仮称) ヨークベニマル山形下条町店 | 山形市下条町二丁目4番3外 |

(変更後)

| 名 称           | 所 在 地         |
|---------------|---------------|
| ヨークベニマル山形下条町店 | 山形市下条町二丁目4番3外 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称         | 住 所              | 代表者の氏名  |
|-------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 真 船 幸 夫 |

(変更後)

| 名 称         | 住 所            | 代表者の氏名  |
|-------------|----------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市谷島町5番42号 | 真 船 幸 夫 |

4 変更年月日

- (1) 3の(1)に掲げる事項 平成29年2月17日
- (2) 3の(2)に掲げる事項 令和3年2月11日

5 届出年月日

令和4年3月24日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年8月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する

変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において令和4年8月22日まで縦覧に供する。

令和4年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鶴岡市上畑町商業施設

鶴岡市上畑町3番2外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称       | 住 所             | 代表者の氏名      |
|-----------|-----------------|-------------|
| オリックス株式会社 | 東京都港区浜松町二丁目4番1号 | 井 上 亮       |
| 株式会社八文字屋  | 山形市本町二丁目4番11号   | 五十嵐 太 右 衛 門 |

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

| 名 称             | 所 在 地      |
|-----------------|------------|
| (仮称) 鶴岡市上畑町商業施設 | 鶴岡市上畑町3番2外 |

(変更後)

| 名 称        | 所 在 地      |
|------------|------------|
| 鶴岡市上畑町商業施設 | 鶴岡市上畑町3番2外 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称        | 住 所                  | 代表者の氏名      |
|------------|----------------------|-------------|
| 株式会社東北セイムス | 宮城県仙台市太白区西中田五丁目17番1号 | 室 木 秀 人     |
| 株式会社八文字屋   | 山形市本町二丁目4番11号        | 五十嵐 太 右 衛 門 |

(変更後)

| 名 称      | 住 所           | 代表者の氏名      |
|----------|---------------|-------------|
| 株式会社モリキ  | 長野県飯山市南町13番地3 | 錦 織 征 紀     |
| 株式会社八文字屋 | 山形市本町二丁目4番11号 | 五十嵐 太 右 衛 門 |

4 変更年月日

(1) 3の(1)に掲げる事項 平成30年10月26日

(2) 3の(2)に掲げる事項 平成31年3月1日

5 届出年月日

令和4年3月24日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年8月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに酒田市役所において令和4年8月22日まで縦覧に供する。

令和4年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープなかのくち

酒田市東栄町10番5号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号

代表理事 理事長 安達 忠士

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者  | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考                                           |
|----------------|---------|---------|-----------------------------------------------|
| 生活協同組合共立社      | 午前10時   | 午後10時   | 年間10日は午前6時15分から午後11時まで<br>年間60日は午前9時から午後11時まで |
| 有限会社木村屋        |         |         |                                               |
| ロイヤルネットワーク株式会社 |         |         |                                               |
| 有限会社カフェフード     |         |         |                                               |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者  | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考                                           |
|----------------|---------|---------|-----------------------------------------------|
| 生活協同組合共立社      | 午前9時    | 午後10時   | 年間10日は午前6時15分から午後11時まで<br>年間60日は午前9時から午後11時まで |
| 有限会社木村屋        |         |         |                                               |
| ロイヤルネットワーク株式会社 |         |         |                                               |
| 有限会社カフェフード     |         |         |                                               |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで。ただし、年間10日は午前6時から午後11時30分まで、年間60日は午前8時30分から午後11時30分まで。

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで。ただし、年間10日は午前6時から午後11時30分まで、年間60日は午前8時30分から午後11時30分まで。

4 変更年月日

令和4年4月1日

5 届出年月日

令和4年3月22日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年8月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和4年8月22日まで縦覧に供する。

令和4年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

くらしのセンターコープしろにし  
山形市城西町五丁目26番28号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号  
代表理事 理事長 安達 忠士

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者     | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考          |
|-------------------|---------|---------|--------------|
| 生 活 協 同 組 合 共 立 社 | 午前9時30分 | 午後10時   | 年間60日は午前9時開店 |
| 株 式 会 社 花 泉       | 午前9時30分 | 午後8時    |              |
| 合 資 会 社 萬 屋 薬 局   |         |         |              |
| 株 式 会 社 峰 月 堂     |         |         |              |
| 山 形 県 漁 業 協 同 組 合 |         |         |              |
| 安 達 正 次           | 午後4時    | 午後8時    |              |

(変更後)

| 小売業を行う者   | 開店時刻 | 閉店時刻  | 備考           |
|-----------|------|-------|--------------|
| 生活協同組合共立社 | 午前9時 | 午後10時 | 年間60日は午前7時開店 |
| 株式会社花泉    | 午前9時 | 午後8時  |              |
| 合資会社萬屋薬局  |      |       |              |
| 山形県漁業協同組合 |      |       |              |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後10時30分まで。ただし、年間60日は午前8時30分から午後10時30分まで。

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで。ただし、年間60日は午前6時30分から午後10時30分まで。

4 変更年月日

令和4年4月1日

5 届出年月日

令和4年3月22日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年8月22日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに酒田市役所において令和4年8月22日まで縦覧に供する。

令和4年4月22日

山形県知事 吉村美栄子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

こびあコープ酒田

酒田市泉町1番15号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号

代表理事 理事長 安達 忠士

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業を行う者   | 開店時刻    | 閉店時刻  | 備考           |
|-----------|---------|-------|--------------|
| 生活協同組合共立社 | 午前9時30分 | 午後10時 | 年間60日は午前9時開店 |
| 有限会社カフェード | 午前9時30分 | 午後8時  |              |

|          |  |  |  |
|----------|--|--|--|
| 有限会社平田牧場 |  |  |  |
| 有限会社木村屋  |  |  |  |
| 藤久株式会社   |  |  |  |

(変更後)

| 小売業を行う者    | 開店時刻 | 閉店時刻  | 備考           |
|------------|------|-------|--------------|
| 生活協同組合共立社  | 午前9時 | 午後10時 | 年間60日は午前7時開店 |
| 有限会社カフェフード | 午後9時 | 午後8時  |              |
| 有限会社木村屋    |      |       |              |
| 藤久株式会社     |      |       |              |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後10時30分まで。ただし、年間60日は午前8時30分から午後10時30分まで。

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで。ただし、年間60日は午前6時30分から午後10時30分まで。

4 変更年月日

令和4年4月1日

5 届出年月日

令和4年3月22日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年8月22日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年4月22日

山形県山形警察署長 川 井 伸

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

電力の供給 契約電力154キロワット、使用電力量697,506キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県山形警察署 山形市松山一丁目1番23号 電話番号023(627)0110

3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月25日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号 松波プラザ2階D号室

5 随意契約に係る契約金額

(契約電力に対する単価)

| 期 間                   | 基本料金単価（1kWにつき） |
|-----------------------|----------------|
| 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで | 2,339.25円      |

（使用電力量に対する単価）

| 期 間                   |      | 電力量料金単価（1kWhにつき） |
|-----------------------|------|------------------|
| 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで | 夏季   | 14.36円           |
|                       | その他季 | 13.38円           |

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

令和4年4月22日印刷  
令和4年4月22日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県